

令和 8 年 7 月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和 8 年 7 月 1 0 日

場 所 六戸町役場 2 階大会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2 階大会議室

2 開会日時 令和 8 年 7 月 1 0 日（金）午後 4 時 0 0 分

3 閉会日時 令和 8 年 7 月 1 0 日（金）午後 4 時 4 0 分

4 出席委員（14 名）

1 番 金 洵 亘 委員	2 番 母良田 昭 委員
3 番 砂 渡 精 一 委員	4 番 坂 岡 正 晴 委員
5 番 沖 沢 恵美子 委員	6 番 下 田 利 昭 委員
7 番 松 嶋 清 治 委員	8 番 田 中 勝 彦 委員
9 番 金 沢 幸 弘 委員	10 番 田 中 裕 紀 委員
12 番 斎 藤 正 委員	13 番 目 時 隆 幸 委員
14 番 新 山 秀 男 委員	15 番 田 中 誠 委員

5 欠席委員（0 名）

6 会議に付した案件

町議案

報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 16 号 農地の転用事実に関する照会について
報告第 17 号 農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について
報告第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分 of 取消について
議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 9 号 農地中間管理事業の売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第 10 号 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第 11 号 上十三地区農業委員会連絡協議会 要望決議について

県議案

7 会議録署名委員

4 番 坂 岡 正 晴 委員 5 番 沖 沢 恵 美 子 委員

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事 務 局 長 赤 石 正 之 事 務 局 次 長 鈴 木 健 司
事 務 局 総 括 主 査 川 村 徹 朗 事 務 局 主 事 種 市 健 心

9 書 記

事務局主事 種 市 健 心

【 開会 午後4時00分 】

事 務 局 定刻となりましたので、これより令和8年6月26日告示招集いたしました令和8年7月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしくお願いします。

ご着席下さい。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会 長 挨拶（省略）

事 務 局 業務報告及び業務計画について、赤石局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事 務 局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願いします。

議 長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和8年6月26日告示招集されました令和8年7月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、いません。

議 長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
4 番 坂岡 正晴 委員、5 番 沖沢 恵美子 委員を指名します。
参与には赤石事務局長以下各職員、書記には種市主事を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、議案第 9 号で私、議案第 10 号で 14 番 新山 秀男 委員が該当しますので、議案審議前に退席することとなります。なお、議案第 9 号については、金淵亘職務代理者が議長として会議の進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第 14 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 14 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第 21 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 14 号を報告済みといたします。

次に報告第 15 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 15 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行令第 22 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知

書を受理したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

母良田委員 ナンバー２６とナンバー２７の土地が全く同じなのはどういうことですか

事 務 局 中間管理機構であおもり農業支援センターを仲介して農地の貸借を行っていましたが、その農地を全解約したという意味です。賃借人とあおもり農業支援センターの解約とあおもり農業支援センターと賃貸人との解約で２件同じ土地の解約があります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。
意見がないようですから、報告第１５号を報告済みといたします。

次に報告第１６号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第１６号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第１６号を報告済みといたします。

次に報告第１７号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第１７号「農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。
別紙のとおり農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 17 号を報告済みといたします。

次に報告第 18 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 18 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分の取消について」 ご説明いたします。
別紙のとおり当事者双方より許可処分取消し願の提出があったので、報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 18 号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。
(3 番 砂渡 精一 委員説明)
代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議 長 議案第 8 号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」 ご説明いたします。
農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第8号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。
よって議案第8号は承認することに決定いたしました。

議案第9号を上程する前に、私が会議規則第11条に抵触しますので、退席し、職務代理者が議長を務めます。

職務代理 議案第9号については、私が議長を務めますので宜しくお願いします。

職務代理 それでは、議案第9号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第9号「農地中間管理事業の売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することの承認を求めるものであります。
（説明省略）

職務代理 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第 9 号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。
よって議案第 9 号は承認することに決定いたしました。

議案第 9 号の審議が終了しましたので、田中会長の入室を求めます。

議 長 議案第 10 号を上程する前に、14 番 新山 秀男 委員が会議規則第 11 条に抵触しますので、退席します。

次に、議案第 10 号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 10 号「農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求められたので審議を求めるものであります。
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

母良田委員 機構法使用貸借とはなんですか。また株式会社 MIROKU とはどのような会社ですか。

事 務 局 まず機構法使用貸借の機構法というのは中間管理機関機構の一括方式の契約の名称で
使用貸借は無償で農地を貸すことを言います。
また株式会社 MIROKU に関しては八戸市にある株式会社日本システムの代表の小泉智
紀氏が個人的に農業をやりながら経営をしていたのですが、その農業部門を法人化して
子会社の株式会社 MIROKU を作りましたので元々小泉智紀氏が持っていた土地を株式
会社 MIROKU に移したという契約です。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

～なしの声あり～

質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第１０号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第１０号は承認することに決定いたしました。

議案第１０号の審議が終了しましたので、１４番 新山 秀男 委員の入室を求めます。

議 長 議案第１１号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第１１号「令和８年度上十三地区農業委員会連絡協議会 要望決議について」ご説明いたします。

上十三地区農業委員会連絡協議会の別紙要望決議（案）について、青森県農業会議会長に対して要望することの承認を求めるものであります。

（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第１１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。

よって議案第１１号は承認することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会 7 月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後 4 時 4 0 分 】